

仕 様 書

1 件名

ねりまの農業改訂版・収穫体験統合冊子作成業務委託

2 履行期間

契約確定日の翌日から令和9年3月31日

3 履行場所

練馬区役所および練馬区が指定する場所

4 業務目的

本業務は、都市農業の理解促進および収穫体験等への参加促進を目的として、既存冊子「ねりまの農業」を改訂した冊子（以下「ねりまの農業改訂版」という。）ならびに「練馬果樹あるファーム」および「ねりまベジかるファーム」の情報を統合した新冊子（以下「収穫体験統合冊子」という。）を作成し、配布・周知・活用促進までを一体的に実施するものである。

業務目的の詳細は以下の(1)から(3)までのとおりである。なお、業務目的につながる課題や背景等は別添資料「ねりまの農業・収穫体験冊子の課題と役割整理」にまとめているため、必ず同資料を参照すること。

(1) ねりまの農業改訂版

広く区民全般を対象として、都市農業に关心を持つてもらうための入口となる情報を、都市農業の全体メニューとして届けることを目的とする。特に、別添資料「ねりまの農業・収穫体験冊子の課題と役割整理」に記載した、都市農業について関心を持っているが収穫体験等の具体的行動に至っていない層を重点的に意識し、都市農業への関心を深め、行動（収穫体験等への参加）を起こすきっかけとなる役割を担う。

(2) 収穫体験統合冊子

都市農業に关心を持った区民を対象として、収穫体験という具体的行動に移るために必要となる実用的な情報を、収穫体験農園のカタログとして端的に届けることを目的とする。特に、収穫体験の主な客層であるファミリー層を重点的に意識し、行動促進につながる実用情報を提供する役割を担う。

(3) デジタル化による情報発信経路の整理

区では、都市農業に関する情報発信ツールの一つとして、区公式アプリ「とれたてねりま」を運用している。本業務では、冊子をデジタル化し、同アプリと連携することで、情報発信経路を整えることを目的の一つとする。

※ 参考サイト：既存の3冊子および「とれたてねりま」の紹介ページ（区公式HP）

◆ ねりまの農業

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/kankomoyoshi/nogyo/tokei/sasshi/nerimanonougyou.html>

◆ 練馬果樹あるファーム

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/kankomoyoshi/nogyo/hureai/casualfarm/index.html>

- ◆ ねりまベジかるファーム
<https://www.city.nerima.tokyo.jp/kankomoyoshi/nogyo/hureai/vegekarufarum.html>
- ◆ とれたてねりま
<https://www.city.nerima.tokyo.jp/kankomoyoshi/nogyo/toreneri.html>

5 業務内容

「ねりまの農業改訂版」および「収穫体験統合冊子」作成業務委託の内容は以下のとおりである。

(1) 企画提案

冊子制作に係る企画、対象者（農家、農園利用者およびイベント参加者等）への取材、写真撮影、原稿作成、編集、レイアウトデザイン、印刷、製本、納品等、冊子作成に必要なすべての作業を行う。本業務を遂行する上で必要となる資料等は、受託者が調達すること。なお、必要に応じて区が保有する資料等を隨時貸与する。

また、上記以外に、予算の範囲内で、提案者の強みを活かした独自提案を積極的に行うこと。なお、最終的な企画内容に関しては、区と協議の上で決定し、それらをまとめた企画書を提出すること。

(2) 取材等

企画内容に沿って、冊子作成に必要な資料の撮影、記録および収集を行うこと。人物を対象とした写真を撮影する場合は、あらかじめ冊子に掲載することの了解を得て、肖像権の保護に配慮すること。

ア ねりまの農業改訂版

別紙1「農関連イベント・行事予定表」を参考に、対象へ取材し、読者が農業に触れ合える内容（「買う」「体験する」「知る・学ぶ」等）を情報収集し、練馬の農業の魅力を伝える写真（マルシェや収穫体験の風景等）を撮影すること。

イ 収穫体験統合冊子

別紙2「果樹あるファーム・ベジかるファーム冊子掲載農業者一覧」に記載の対象者に電話や訪問等で取材し、農園情報や年間で予定している果樹の摘み取り・野菜の収穫体験、こだわりなどを情報収集するとともに、農園の魅力を伝える写真（摘み取りや収穫体験の風景等）を撮影すること。

あわせて、対象の農業者に対して、農園の直売所や収穫体験の情報を掲載している区公式アプリ「とれたてねりま」への登録を勧誘し、必要に応じて登録方法等の案内を行うこと。

(3) 冊子作成

上記(2)の取材内容を踏まえて、以下のとおり冊子を作成すること。

ア 両冊子共通事項

両冊子のデザインは統一感があるようにし、区から提供される公式キャラクター「ねり丸」のイラストを使用すること。

冊子の表紙・裏表紙は、練馬の農業に関心を持っていなかった人が思わず手に取りたくなるよう、練馬の都市農業ならではの写真やテキストを使って制作すること。

また、紹介するコンテンツにはアプリ「とれたてねりま」にリンクする二次元コード等を付し、利用者が情報収集しやすい工夫を施すこと。

イ　ねりまの農業改訂版

制作する冊子は、読者が気軽に農と触れ合うことのできる内容から順番に「買う」「体験する」「知る・学ぶ」等のコンテンツを効果的に掲載し、練馬の農業の魅力を親しみやすく紹介する内容とすること。なお、別紙3「ねりまの農業改訂版ページ構成案」を基本構成と想定しているが、提案に基づき、区と協議の上、内容を決定する。

ウ　収穫体験統合冊子

現在発行されている「練馬果樹あるファーム」および「ねりまベジかるファーム」の内容を踏襲し、制作すること。なお、別紙4「収穫体験統合冊子ページ構成案」を基本構成と想定しているが、提案に基づき、区と協議の上、内容を決定する。

(4) 電子ブックの制作

ア　完成原稿について、インターネット環境で閲覧可能な電子ブックを制作すること。

イ　電子ブック版は、拡大・縮小機能、ページ指定ジャンプ機能、文字列検索機能、付箋機能を備えることを基本とするが、最終的に備える機能は、区と協議の上で決定する。

ウ　電子ブックはスマートフォンでの閲覧を前提に、検索性・リンク機能を活用して行動を後押しする。特に、区公式アプリ「とれたてねりま」へのリンクを掲載し、収穫体験情報等へのアクセスを容易にする。

エ　電子ブック版は、受託者が自ら管理するサーバー（※）、または受託者が契約する電子ブック運営会社等のサーバーに設置し、区へ公開用URLを伝えること。公開用URLは、契約履行期間終了日から最低1年以上の期間はアクセスできるようにすること。また、当該サーバーについては、受託者の責任においてセキュリティ対策を講じること。

※ 「受託者が管理するサーバー」とは、受託者が自社で保有・運用するサーバーのほか、外部の電子ブック運営会社等のサービスを利用する場合であっても、受託者が契約主体となり、公開期間やセキュリティ対策等について責任を持って対応する体制であることを指す。

(5) 写真、その他著作物の使用について

撮影、購入または借用するか、受託者が所有する写真を使用すること。ただし、区と協議の上、区が所有する写真も使用可能とする。また、すべての画像等の使用に関する著作権や肖像権などの諸権利については、受託者において承諾を得るものとする。

本業務で使用される画像素材（受託者以外に権利が帰属するものを除く）や新たに撮影した写真について、著作物等の権利は区に帰属するものとし、写真、著作物の可変、すべての媒体における二次利用等を行えるよう、受託者が権利処理を行う。

(6) 校正

受託者は、区による原稿内容等の確認および校正を受けること。区から修正および変更等の指示があった場合は速やかに対応すること。また、校正作業は、区が校了と判断するまで行うものとする。

(7) 情報共有環境の整備

受託者は、区との円滑な情報共有を図るため、履行期間中、Microsoft Teams（以下「Teams」という。）を利用可能な環境を整備するものとする。なお、Teamsアカウントは受託者において準備すること。

(8) 打合せの実施

本業務の全体的な方向性の確認および進捗管理を目的として、区と受託者は定期的に打合せを実施するものとする。打合せは、履行期間中、原則として月2回程度開催すること（ただし、企画内容等により開催回数が増減する場合があることをあらかじめ見込むものとする。）。なお、打合せの形式（対面、Web等）は問わない。

また、必要に応じて、会議に使用する資料および議事録は受託者にて作成するものとする。議事録は打合せ後、速やかに区へ提出ものとする。受託者は、区が指定するTeamsのチームおよびチャネルに参加し、資料の共有、打合せ、連絡等を行うこと。さらに、Web会議を円滑に実施するため、受託者が使用するカメラ・マイク等の機器を含め、必要な通信環境を整備すること。

(9) 配布、周知および活用促進施策の提案・実施

農業に関心を持ちながらも参加経験のない層や、農園周辺の子育て世帯に確実に情報を届けることを目的に、配布方法や周知手段、設置場所、連携先（施設・イベント・媒体等）について、具体的な提案を行い、実施すること。

また、冊子の認知度を高め、幅広い層へのリーチを図るため、SNS（Instagram、Facebook、X等）やWebメディアを活用した広報施策の提案・実施も積極的に行うこと。地域限定のデジタル広告配信や、動画等の視覚的コンテンツによる訴求手段なども含め、多様な情報発信手段を検討・提案すること。

ア 区と調整のうえで実施するもの（例）

- (ア) 区所管の公共施設（児童館、図書館、公園等）
- (イ) 区の広報媒体（ねりま区報、区公式アプリ）

イ 事業者が主体的に提案・実施するもの（例）

- (ア) 地域イベント（地元フェス、マルシェ等）
- (イ) 民間施設・商業施設（ショッピングモール、スーパー・マーケット等）
- (ウ) 地域団体（町会・子育て支援団体等）
- (エ) Web・SNS等のデジタル媒体（Instagram広告、地域ポータルサイト等）

(10) 業務範囲に関する特記事項

ア 必須業務：上記5(1)～(8)に定める業務（冊子制作に係る業務〔企画・取材・編集・印刷・納品〕、電子ブック制作、校正、情報共有環境整備、打合せ等）。

イ 任意業務：上記5(9)に定める配布・周知・活用促進施策（地域イベントでのPR、SNS広告、動画制作等）。ただし、予算の範囲内で実施可能なものに限る。

ウ 独自提案：予算の範囲内で実施可能なものに限り、積極的な提案を歓迎する。

なお、独自提案については、以下の観点を重視する。

- ◆ ターゲット層への効果（農的体験未経験層や子育て世帯への訴求力）

- ◆ 費用対効果（限られた予算で最大の成果を得られるか）
- ◆ 実現可能性（履行期間内に確実に実施できるか）

6 業務の実施

業務を実施する際には、区と必要な協議を行い、その指示に従って進めること。

7 規格等

下記(1)および(2)を基本仕様とするが、規格については自由に提案できるものとする。
なお、最終的な仕様は、区と協議の上で決定する。

(1) ねりまの農業改訂版

ア 数 量：4,000部
イ サイズ：B5版以下
ウ 刷 色：両面フルカラー（文字のみのページは単色刷可）
エ 製 本：中綴じ
オ 紙 質：マットコート紙90kg
カ ページ：32ページ程度

(2) 収穫体験統合冊子

ア 数 量：4,000部
イ サイズ：B5版以下
ウ 刷 色：両面フルカラー（文字のみのページは単色刷可）
エ 製 本：中綴じ
オ 紙 質：マットコート紙90kg
カ ページ：24ページ程度

8 成果品

下記(1)および(2)の成果品を令和9年3月31日までに区の指定した場所に納品すること。

(1) 現物の冊子

冊子が輸送中に傷まないことに留意し、100部ごとに段ボールに入れて納品すること。

(2) 電子データ

最終入稿データをUSBメモリー2個およびDVD-ROM1枚に保存し、納品すること。

※ 注意事項

- ◆ USBメモリーはウイルスチェック済みであること。
- ◆ DVD-ROMは書き換え不可の形式（ROM）で作成し、記録用として納品すること。
- ◆ AIデータはAdobe Illustratorで編集可能な形式とすること。
- ◆ HTML5形式の電子ブックは、上記5(4)に定める要件を満たすこと（参考：練馬区
わたしの便利帳 <https://ebooks.scinex.co.jp/contents/12409/>）
- ◆ 写真データはUSBに必ず保存すること。DVDへの保存は任意とする（容量が収まる場合のみ。）。

ア 業務印刷向けトンボ付きPDFデータ

イ 一般印刷向け仕上がりPDFデータ（トンボなし）

ウ ウェブ掲載用仕上がりPDFデータ（トンボなし、ウェブ用に最適化）

エ AIデータ（アウトライン化前、アウトライン化済みの両方）

オ 冊子に使用した写真データ

カ ウェブ掲載用電子データ (HTML5)

9 納品場所

納品場所については、別紙5「納品場所一覧」に記載の施設・拠点を基本とする。ただし、上記5(9)「配布、周知および活用促進施策の提案・実施」において、ターゲット層への効果的なアプローチを目的として新たに提案された設置場所・配布先については、区との協議・承認を経た上で、追加納品を行う場合がある。

10 権利関係

(1) 成果物に関する著作権および利用許諾の取扱い

本業務に係る成果物の著作権（著作権法第27条および第28条に定める権利を含む）、所有権、版権等の一切の権利は、第三者が権利を有する素材等を除き、原則として区に帰属するものとする。

ただし、受託者が独自のブランドまたは編集方針を有し、成果物の著作権が受託者に帰属する場合には、区による以下の利用について、事前に協議を行い、その合意内容に基づき、受託者は区に対して利用を許諾するものとする。なお、これらの条件については、必要に応じて別途、覚書等の書面により明文化するものとする。

ア 原型のままでの成果物の閲覧、配布、掲示（例：ホームページ、広報紙への掲載、デジタル閲覧など）

イ 増刷（再印刷）

ウ 必要最低限の内容の改変、編集

エ その他、区が本事業の目的に照らして必要と認める範囲での利用

(2) クレジット表記・ブランドロゴ等の表示に関する取扱い

受託者が成果物にクレジット表記やブランドロゴの掲載等を希望する場合は、その内容についてあらかじめ区と協議し、両者の合意に基づいて掲載するものとする。

(3) モデル使用に関する取扱い

モデルを使用する場合は、使用期限の定めのないモデルを起用すること。

(4) 使用素材に関する権利管理

使用する素材に関しては、著作権や肖像権を含む権利侵害が生じないよう、受託者が責任を持って確認・管理すること。特に第三者提供素材（フリー素材含む）の使用については、利用条件を遵守し、必要に応じて証明できる形で記録を保有すること。

(5) 権利処理の完了および納品条件

成果物の著作権に関する一切の権利処理は、受託者の責任において完了させ、区が成果物を使用するにあたり追加の許諾取得や費用負担等を要さない状態で納品すること。必要に応じて、利用許諾書等の関連書類を併せて提出するものとする。

11 完了報告および支払

(1) 受託者は、本委託業務作業完了後、速やかに書類を点検、整理のうえ完了報告を行うこと。区は、受託者から完了報告を受けた後、その内容を精査し、必要があるときは報告を求めることができる。また、成果物の納品後に受託者の過失による不備等が発見された場合は、受託者の負担と責任で直ちに補正を行うものとする。

(2) 区は、成果物の納品および完了報告を受け、検査完了後、受託者の適法な請求を受けてから速やかに一括で支払う。

12 特記事項

- (1) 冊子のデザイン、配色、文字の大きさ、文字のフォント等については、「印刷物のユニバーサルデザイン（UD）ガイドライン（練馬区）」に準拠すること。

※ 参考サイト：印刷物のユニバーサルデザイン（UD）ガイドライン（区公式HP）

https://www.city.nerima.tokyo.jp/kusei/koho/oshirase/yunibasarudezain_gaid.files/cud_guideline.pdf

- (2) 受託業務を履行するに当たり知り得た個人情報およびその他区の情報の取扱いについては、別紙6「受託情報の保護および管理に関する特記事項」を順守すること。なお、同特記事項については、契約締結前に必ず確認すること。

13 その他

- (1) 契約書約款第4条の規定により、別紙7「業務責任者選任届」を提出すること。
- (2) 再委託を行う場合は、業務の履行前に再委託承認手続きを行うこと。
- (3) 受託者は、法令等を遵守するとともに、善良なる管理者の注意義務をもって、受託業務を遂行すること。
- (4) 受託者は、本業務により知り得た内容および結果を第三者に漏らしてはならない。なお、契約期間終了後も同様とすること。
- (5) 受託者は、区と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。受託者は業務遂行にあたっては、区と十分な協議打合せを行ったうえで、進捗状況を隨時報告するものとする。
- (6) 受託者は、当該委託業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに区に報告し協議を行い、その指示を受けること。
- (7) 受託者は当該委託業務上発生した障害や事故については、大小にかかわらず区に報告し、指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。
- (8) 本業務で、受託者の役割に位置付けた業務の履行に当たり、当然に必要となる経費については、受託者の負担とする。
- (9) 本仕様書に定めのない事項や内容等に疑義が生じた事項については、区と受託者が協議し決定すること。

14 担当および連絡先

練馬区 都市農業担当部 都市農業課 農業振興係 担当：天野・加藤・丹羽

〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所本庁舎9階

電話：03（5984）1403 FAX：03（3993）1451

E-mail：TOSINOU@city.nerima.tokyo.jp